平成２９年（フ）第４６８号
岡山市北区高柳西町７番35号　メゾンひまわり303号、旧住所岡山市北区大安寺東町22番15号
債務者　相原　裕子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８７号
岡山市中区中島121番地１　ホーメスト中島Ｂ306
債務者　近田　光昭
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９３号
岡山市東区西大寺中野本町11番地23号　ラベンダーハウスＡ
債務者　髙垣　了輔
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２２号
岡山市東区竹原1123番地　片岡方
債務者　辻本　伸二
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３７号
栃木県宇都宮市石井町3413番地11　ディアスマスブチＣ101、前住所茨城県土浦市木田余東台４丁目４番11号　エスポワールＡ102号
債務者　村松　春樹
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３５１号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2261番地１　ベイフィオーレＢ101
債務者　望月千恵美
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８１６号
神奈川県大和市深見504番地５　モンテベルテⅠ―202
債務者　若狭　芳弘
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１９号
横浜市磯子区上中里町721番地　ルクール104号
債務者　清野真砂子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３３号
横浜市南区吉野町２丁目４番地　国際吉野町ビル202
債務者　竹田　和男
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３５号
横浜市鶴見区汐入町２丁目40番地２　サンハイム本田103
債務者　古澤　眞也
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３９号
横浜市青葉区藤が丘２丁目２番地13　サンハイツ藤が丘410
債務者　金子　美和（旧姓溝垣）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４０号
横浜市港南区野庭町79番地　ヒルサイドノバ204
債務者　谷川まゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５４５号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目12番15号　グリーンフォレスト102
債務者　筒井八枝子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４１号
横浜市磯子区坂下町８番５号　サニーハイツ103号
債務者　和田　京子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８４２号
横浜市磯子区久木町17番10号　メゾンリビエール302号
債務者　和田　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部